

一般社団法人日本TOC協会会則

(名称)

第1条 当会は、一般社団法人日本TOC協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当会は、主たる事務所を東京都新宿区西新宿7丁目2番4号 新宿喜楓ビル7Fに置く。

(目的)

第3条 当会は、TOC (Theory of Constraints、制約理論) の普及に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) TOCに関する研究
- (2) TOCに関する研修会、セミナー、イベント等の実施
- (3) TOCに関する書籍・文献等の作成、出版、推進
- (4) TOCに関する資格試験の実施
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

(会員)

第4条 当会は、当会の事業に賛同する個人又は団体であつて、当会の会員となった者をもって構成する。

当会の会員は次の2種類とする。

- (1) 正会員 当会の目的に賛同し第5条に基づき入会した者とする。
- (2) 賛助会員 正会員以外の者で、当会の事業を賛助するために入会した者とする。

(会員の資格の取得)

第5条 当会の正会員になろうとする者は、当会指定の各講習を受講し、全講習の受講終了後、当会所定の様式による申し込みをし、代表理事及び理事らの過半数の承認を得た場合に当会の正会員となることができる。

ただし、本条に定める講習は、代表理事の承認を得た場合にその全部または一部を免除することができる。

(経費の負担)

第6条 当会の会員は、当会の目的を達成するため、会員になった時及び毎月、総会にお

いて別段に定める額の経費を支払う義務を負う。

(退会)

第7条 当会の会員は、当会所定の様式による退会届を代表理事に提出することにより、退会することができる。

(除名)

第8条 当会の会員が次のいずれかに該当するに至った時は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当会の定款、会則、その他規則に違反したとき。
- (2) 当会の名誉を毀損、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、当会の会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失と経費)

第10条 会員がその資格を喪失した場合でも、当会は、当該会員が既に支払った会費その他経費は返還しないものとする。

(総会)

第11条 この会の総会は、すべての正会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。ただし、必要があるときに臨時に開催することができる。

(役員)

第12条 当会は、次の役員を置く。

- 理 事 1名以上6名以内
- 監 事 1名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要

があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、法令及び定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当会を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第17条 総会の決議により、理事及び監事に対してその職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

(委任)

第18条 法令、当会の定款及び会則に定めがない事項は、代表理事が別に定めることができる。

(事務局)

第19条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(会則変更)

第20条 当会は、一カ月前の事前通知を当会ホームページにて行うことにより、本会則を随時変更することができる。かかる期間はウェブサイト上にその旨を掲載した日から起算するものとし、期間満了によりすべての会員が変更を了承したものとみなし、期間満了日より変更後の会則がすべての会員に適用されるものとする。

ただし、法令または定款で社員総会で決議するものとして定められている事項について、定款の定めと異なる内容へ変更する場合はこの限りではない。

2020年6月1日改定

(法令の準拠)

第21条 本会則に定めのない事項は、本会の定款及び一般社団法人法その他法令に従う。